

長谷川病院における医療関連感染対策のための指針

1. 医療関連感染対策に関する基本的な考え方

長谷川病院では、「患者様、ご家族との信頼関係を築き、人権に配慮した安全な医療を提供する」の理念に基づき、医療を提供している。当院の医療関連感染対策は、標準予防策の観点に基づいた医療行為を実践し、医療関連感染が発生した場合には、速やかに原因を究明し、これを改善していく。そのため感染予防対策委員会及び感染対策室、ICT（感染対策チーム）、看護部感染部会を設置し、定期的活動を通じて、感染に対する問題について適切かつ迅速な感染防止対策を目指す。

2. 委員会等の組織に関する基本的事項

当院における医療関連感染防止を推進するために、以下の組織等を設置する。

1) 感染予防対策委員会

感染予防対策委員会は病院全体の感染管理に関する重要事項を審議・決定する。副院長（内科）を委員長とし、病院長はじめ各部門の責任者を構成メンバーとする。院内における医療関連感染防止等について検討するとともに、迅速な対応をするため月1回定期開催し、重大な問題が発生した場合は適宜開催する。

2) 感染対策室

医療関連感染対策の充実と、施設内の感染制御体制の強化のために、実働的な役割を果たすことを目的に感染対策室を設置する。感染対策室は感染担当医師（院内感染管理者）・ICD・ICN・薬剤師・臨床検査技師・看護部（副看護部長）を構成メンバーとする。感染対策室はICTの円滑な運営を支援する。感染対策室業務指針については別途定める。

3) ICT（感染対策チーム）

組織横断的に院内における集団発生および病院感染管理活動に即応する実働部隊としてICT（感染対策チーム）を置く。ICTは（感染対策室）ICTメンバーとICT拡大メンバーから構成される。（感染対策室）ICTメンバーは感染対策室メンバーと一致し、ICT拡大メンバーは、看護部感染部会員、施設課職員等ICTチームリーダーが任じた者とする。ICT活動要綱については別途定める。

4) 看護部感染対策部会

ICTと連携し、現場での感染対策の知識・技術の普及に努め、部署・病棟において感染対策を推進する。看護部感染対策部会は、外来、各病棟から各1名の代表看護師で構成し、毎月1回程度開催、緊急時は必要に応じて臨時会議を開催する。

3. 職員研修に関する基本方針

全職員の感染防止に対する意識向上を図り組織で医療関連感染対策に取り組み、組織の実践能力を高めるため、職員教育と研修を行う。

- 1) 新採用職員の研修の実施
- 2) 全職員対象の職員研修の実施
- 3) 職員が感染防止に関する教育と訓練を受ける機会を支援する

4. 医療関連感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合は、医師または看護師から速やかに I C T に報告する。

また、緊急を要する感染症の発生時は直ちに報告を行い、I C T は詳細の把握に努め、必要な場合は臨時 I C T ミーティングを招集し、緊急対策を講ずるとともに再発防止及び対応方針を検討する。感染予防対策委員会は必要な場合は臨時の感染予防対策委員会を収集し、対応を検討する。

- 1) 感染症の発生状況の把握を行い、介入を行う
- 2) 感染源、感染経路に関する調査を行う

5. 感染症発生状況の報告に関する指針

- 1) 法令に定められた感染症の届け出及び院内の感染症患者の把握を行う
- 2) I C T、感染予防対策委員会で医療関連感染状況と対策について協議し、全職員への周知徹底を図る

6. 患者などに対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- 1) 本指針は、院内 L A N、感染対策マニュアルを通じて全職員が閲覧できる。
- 2) 本指針は、患者などが希望する場合は開示する。
- 3) 本指針に基づき、患者向けに表現を平易にした「長谷川病院における医療関連感染防止対策に関する取組事項」を作成の上、受付付近に掲示し、患者への周知を図る。

7. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本指針

- 1) 医療関連感染対策の推進のため「感染対策マニュアル」を全職員への周知を図るとともにこのマニュアルの定期的な見直し、改訂を行う。
- 2) 院内スタッフは感染対策マニュアルに記載された感染対策を実施し、感染予防策の遵守に努める。I C T は遵守状況を把握し、適切な指導を行う。

附則

2010年2月 1日策定

2012年1月25日改訂

2012年3月31日改訂

2015年1月1日改訂